

～利用案内書～

【2025年度版】

～「もったいない」を「分かち合い」、「ありがとう」へ～

私たちは、社会の食品ロス削減および社会福祉の増進のために、
フードバンクシステムの確立をめざします。

公益社団法人フードバンクかながわ

フードバンクかながわ利用案内書

【 目 次 】

1. フードバンクかながわのご紹介	
(1) 設立趣意書	2
(2) 運営組織図	3
(3) 食品提供先組織・団体について	
① 食品分配先の概要	4
② 食品分配先の条件	4
③ 子ども食堂等の要件	4
2. 食品提供の流れ	5
3. お守りいただきたいこと	
(1) 消費・賞味期限の厳守	5
(2) 寄贈食品利用者の限定と提供状況の記録	6
(3) 食品の寄贈理由をご理解下さい	6
(4) 転売禁止	6
(5) ゴミの処理は確実に	6
(6) 寄贈食品の品質に関わる責任と問い合わせ先	6
(7) 情報発信に関する注意	7
4. 問題発生時の対応の流れ	7
5. フードバンクかながわからの提供食品のお渡し方法	8
6. 提供食品の受取場所のご案内	9
7. よくあるお問合せ（FAQ）	12
8. フードバンクかながわのフードバンクシステム概要（フロー図）	13
9. 参考資料（帳票類ほか）	14
10. 問い合わせ先	巻末

1. フードバンクかながわのご紹介

(1) 設立趣意書

今日、日本の様々な分野において格差と貧困が広がっています。

日本の貧困率は15%を超え、先進国の中でも“貧困大国”といわれる深刻な状況にあります。

経済的な格差の拡大に加え、地域コミュニティや家族関係の変容により、高齢者や子どもの貧困化をはじめ、社会的弱者の孤立化が進行しています。こうした事態に現在の社会保障制度や公的機関はセーフティ機能を十分に果たしていません。

その一方で、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」が年間推計472万t（事業系236万t、家庭系236万t）*も発生しているといわれています。

このように深刻化した日本の貧困化に対し、地域では市民同士のたすけあい、支えあいが様々に試みられています。今日全国的に広がりを見せている見守りや居場所づくり、フードバンクや子ども食堂といった取り組みもその試みのひとつです。

私たち協同組合、労働福祉団体、市民福祉団体は生産者・消費者によるたすけあいの組織であり、働く人々や市民同士によるたすけあいの組織です。

これらの組織が持つ食料の生産、流通の機能、人と人とが協同し相互扶助をはかるといったインフラと体制は、個人、諸団体、企業、行政等と連携することで今日の「貧困問題」「食品ロス問題」の解決の一端を担いうるものと考えます。

私たちは、個人や団体・企業から消費するには十分安全であるにもかかわらず廃棄されてしまう食料の寄贈を受け、支援を必要としている生活困窮者等に非営利団体を通じて適切に配るフードバンクシステムの確立をめざします。あわせて、この事業を通じ地域の「たすけあい」「支え合い」「分かち合い」、相互扶助の社会づくりをめざすとともに、社会の食品ロス削減に向けた意識の向上を図り、社会福祉及び資源・環境保全の増進に寄与することを目的に、一般社団法人フードバンクかながわを設立します。*数値は令和4年度 総務省人口推計（2024年6月21日）

2018年3月11日

一般社団法人フードバンクかながわ

【設立準備会構成団体】（当時の名称）

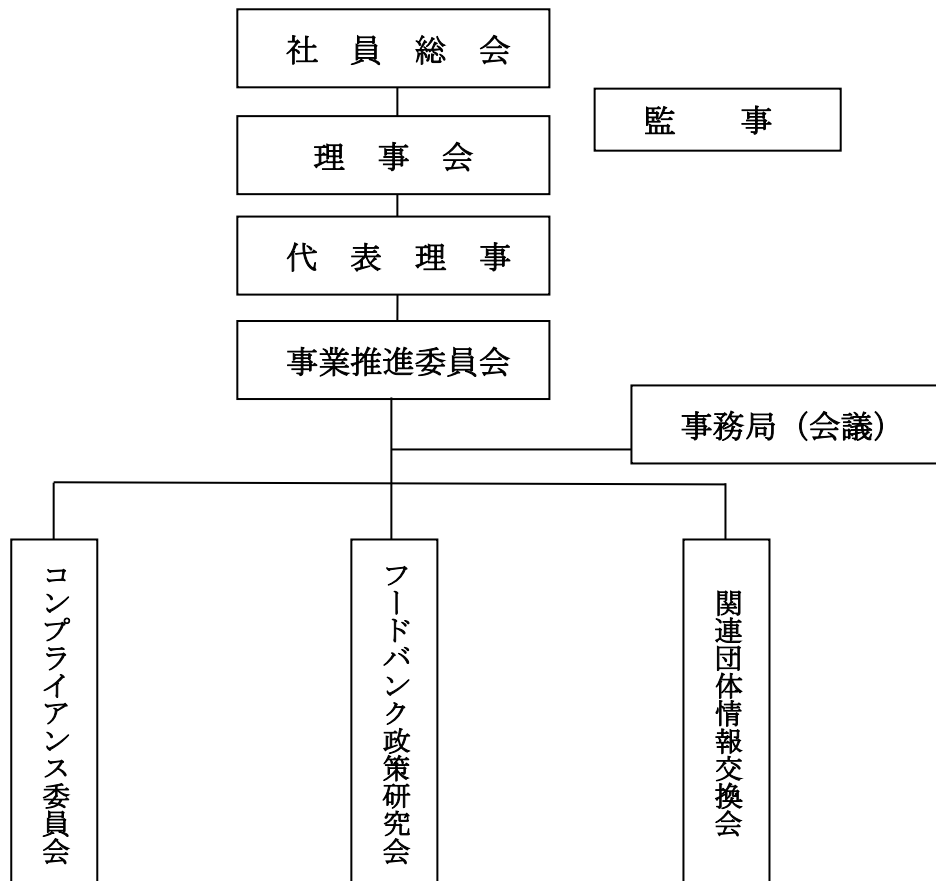
かながわ勤労者ボランティアネットワーク
神奈川県生活協同組合連合会
神奈川県農業協同組合中央会
神奈川県労働者福祉協議会
公益財団法人かながわ生き生き市民基金
公益財団法人横浜YMCA
生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ
生活協同組合ユーコープ
生活クラブ生活協同組合
全労済神奈川推進本部
中央労働金庫神奈川県本部
特定非営利活動法人参加型システム研究所

（50音順）



「もったいない」を「分かち合い」、「ありがとう」へ

(2) 運営組織図【ガバナンス】



- ◆社員総会：公益社団法人の最高決定機関で、定期総会を毎年6月に開催し前年度の事業報告及び次年度事業計画の承認、理事・監事の選任等を行います。
- ◆理事会：代表理事2名、常務理事2名、理事11名及び監事2名で構成し、定例理事会を年4回開催します。
- ◆事業推進委員会：法人の事業計画の具体化を図るための法人内の委員会で、委員会運営規程に基づき運営します。新規の食品提供団体、食品寄贈団体（事業者）の合意書締結の可否判断（承認）を行います。
- ◆関連団体情報交換会：フードバンクかながわに食品等をご寄贈いただいている企業・団体等、提供させて頂いている行政・社協・団体の情報交換の場です。
- ◆フードバンク政策研究会：フードバンクに関わる事例の共有から現場から見た政策提案をまとめ、関係団体の政策提案・予算要望の補足資料として活用します。
- ◆コンプライアンス委員会：フードバンクかながわ倫理規則に則り、役職員の職務が遂行され事業が運営されていることの点検・管理を行います。

(3) 食品提供先組織・団体について

1) 食品分配先の概要

フードバンクかながわで取扱う食品は、企業が製造又は取り扱う食品で、品質上問題はないが様々な理由により販売が困難となった食品、また、企業・行政等から防災備蓄品を寄贈（無償提供）いただき、併せて、個人の方々からも寄贈いただいた、賞味期限残2か月以上の常温管理可能食品およびお米（精米・玄米）です。

これらの寄贈いただいた食品を「食の支援を必要としている方々」を支援している団体で、以下の条件・要件を満たす団体・行政等に無償提供させていただきます。

食品を寄贈いただく企業等からは、トレーサビリティの確保（我社の提供した食品がどの団体に分配され、どのような方の支援に使われたのか）に努めてほしいとの要望をいただいています。また、万が一食品事故等が発生した場合に備え、各団体におかれましては支援する方々との連絡方法の確保に努めて頂ければ幸いです。

◆フードバンクかながわで取扱う食品の量と種類には限度があります。皆様からのご希望する量がフードバンク倉庫の在庫（入庫予定含む）を上回る場合は、「生活困窮者を支援している団体」を優先させていただきますのでご理解いただきますようお願いいたします。

2) フードバンクかながわを利用するための団体要件

- ① 食品は、食の支援を必要としている方々を支える非営利団体又は行政機関であり、併せて、少なくとも月1回以上、支援活動等を実施していること。
- ② 提供食品が受取団体・施設等の収益事業に使用される場合は提供しません。
- ③ 当法人の倉庫または、指定する中継拠点（食品等受取所場所）までの受取運搬体制がある、または、宅配便等の送料負担（着払い）が可能な団体で、かつ、提供食品を安全に保管（ストック）する場所があること。
- ◆冷凍食品の提供を希望される団体は、冷凍ストッカー等の-18℃以下を確保できる冷凍設備を有していること。
- ④ 別紙の「利用団体登録申込書」を送付いただき事前確認の上、「合意書」締結後、食品分配を開始します。
- ⑤ 別紙の「提供食品利用報告書」（個人情報記載の必要はありません）を提出できること。
- ⑥ 地域フードバンク等で個人のほか団体等へも支援している場合は、在庫・入出庫管理ができ、記録していること。
- ⑦ 原則として、直接、個人には分配しません。

3) 子ども食堂・地域食堂等の要件

子ども食堂等、調理した食品を提供する団体等については、上記(2)食品の分配先の条件と併せて、以下の要件を満たす団体に限り、食品を分配します。

- ① フードバンクより提供する食品を安全に保管できる場所があり、管理担当者を決めていること。
- ② 衛生管理上、必要な調理設備が整っている食事提供場所（活動実施場所）があり、衛生管理担当者を決めていること。
- ③ 3名以上のメンバーが活動していること。
- ④ 万が一、食品事故等が発生した場合に利用者等に連絡する方法があること。
- ⑤ 法人格の有無は問いませんが、組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があり、会計報告等を公開できること。
- ⑥ 非営利活動であることと併せ、収益事業でないこと。
- ⑦ 利用者のうち子どもは100 円以下、高齢者・障がい者などは300円以下の利用料で運営していること。
- ⑧ フードバンクかながわに対し、定期的に利用報告書を提出できること。

2. 食品提供の流れ（団体登録の手順）

食品提供の流れは以下のようになります。

- (1) 食品の受取を希望される団体は、本利用案内書添付の「利用団体登録申請書」を提出ください。
- (2) フードバンクかながわの事務局が、現地を訪問させていただき、「利用団体の要件等」を満たしているかの確認を行います。
- (3) フードバンクかながわの事業推進委員会にて利用の可否判断（承認）を受けた後、利用登録の可否連絡をさせていただきます。
- (4) 利用可能と連絡させていただいた団体は、本利用案内書添付の「合意書」（2部）の提出をお願いします。（フードバンクかながわの代表理事印押印の上、利用団体控えとして1部を返送させていただきます）
- (5) 「提供希望食品等アンケート」により、受取団体から希望の品目、数量、提供頻度等をフードバンクかながわへご提示ください。◆合意書及びアンケートの原本（Wordファイル）は、登録可能な団体へメール添付にて送付させていただきます。
- (6) フードバンクかながわは、寄贈品の入荷予定・在庫状況等諸条件を勘案し、提供見込みの寄贈品の内容及び受け渡し方法等を受取団体へ連絡します。※提供食品一覧（納品予定書）をメール添付にて送付します。受取の際は、倉庫または中継拠点にてご提示ください。（納品予定書の提示がない場合は提供食品をお渡しできない場合があります）
- (7) 各団体は、フードバンクかながわが指定する期間に倉庫（横浜市金沢区）または、指定の中継拠点にて提供食品の受け取りをお願いします。
- (8) フードバンクかながわより提供させて頂いた食品が適正に管理、使用されているか、年1回程度訪問の上、調査させていただきます。

※フードバンク活動の性質上、提供内容に変更が生じる場合は都度協議とします。また上に挙げたフローは原則を示しており状況に応じて内容は変更されることがあります。

3. お守りいただきたいこと

フードバンクかながわでは、食品企業より寄贈を受ける際、商品の扱い等に関する合意書を締結しております。そのため、食品受領にあたっては次のことを必ずお守りください。

(1) 賞味期限の厳守

定められた賞味期限は絶対に厳守してください。

そのため、商品受領時に賞味期限やアレルギー、商品の状態を必ずご確認ください。

消費・賞味期限が切れた場合、フードバンクかながわにご連絡いただいた上で、廃棄又はフードバンクかながわにご返却下さい。

(2) 寄贈食品利用者の限定と提供状況の記録

フードバンクかながわからの寄贈食品は原則として団体内の消費をお願いします。個人情報保護の観点から提供先個人名の提供は求めませんが、貴団体にて受け取った個人が特定可能な食品の提供記録の管理・保管をお願いします。食品リコール発生などの際には受け取られた方への連絡をお願いします。

また、貴団体がさらに他の団体へ寄贈品を提供したい場合には必ずフードバンクかながわへ事前連絡を入れ承諾をとった上で同意した手順にしたがってご提供下さい。その際は貴団体より提供先に対し、当該項目「3. お守りいただきたいこと」の内容を指導、徹底していただく必要があります。また、食品提供先名、食品名、提供した数量、提供日等を記録いただき、予め合意した形式でフードバンクかながわへの定期的提示をお願い致します。

フードバンクかながわで取扱う食品は寄贈主（企業）より、万一の時のためのトレーサビリティの確保を条件にご寄贈いただいておりますので、ご理解ご協力をお願い致します。

(3) 食品の寄贈理由をご理解下さい

寄贈される食品は正規の市場流通品の他、賞味期限が2か月以上残っているが小売への卸・販売期限がきれている、缶詰のへこみ、ラベルの印字ミス、梱包の破損、季節外れ、規格外などの理由により寄贈される非正規流通品も含まれます。提供食品の寄贈理由やその特徴について理解した上で、受取団体および利用者ご自身が食品を確認しながらご利用下さいますようお願い致します。また、提供できる食品の種類と数量には必然的に限界があることをご理解ください。

状況に応じて企業の意向やブランド保持を目的に、次のようなお願いをする場合があります。

- ・商品の再包装
- ・利用制限（不特定多数への配布制限、商品の提供先制限など）

(4) 転売禁止

提供食品の転売やバザーなど営利を目的とした転用を固くお断りいたします。

また、目的外の横流しなどが無いよう、食品の管理は貴団体の責任においてお願いいたします。万一、不正利用などが確認された場合、以降の食品提供を中止させていただく場合があります。ご不明な点があれば、お問い合わせ下さい。

(5) ゴミの処理は確実に

イベントや炊き出しなど、特に野外で提供食品を利用もしくは配布される場合、包装資材などのゴミについては貴施設がその責任において対処下さい。

周辺環境にご配慮いただくとともに、ゴミの散乱により食品メーカーへのクレームなどにつながらないように十分にご注意下さい。

(6) 寄贈食品の品質に関わる責任と問い合わせ先

提供段階及び消費・賞味期限までの食品の品質については、基本的に食品メーカー及びフードバンクかながわにて品質保証を行っておりますが、提供後の保管状態や、消費・賞味期限の遵守などについては、受取団体および利用者の責任にて管理願います。また、提供食品についてお気づきの点があれば、直接食品メーカーではなく、まずフードバンクかながわへお願いいたします。当団体

が提供する食品は、非正規流通品も含まれており、直接食品メーカーへ直接問い合わせた場合、出荷履歴などの照合が取れないなど混乱が予想されますので、ご協力をお願いいたします。

連絡先は「巻末の問い合わせ先」をご参照下さい。

(7) 情報発信に関する注意

寄贈者様の中には寄付活動の公表を希望されないところもあります。そのため、フードバンクかながわ から提供された食品に関しましてブログや広報誌等に記事を載せていただく場合は原則として食品メーカー様および寄贈者様の社名、ロゴ、商品名が出ないような形にさせていただきますようお願い致します。もしご希望がある場合には公表の可否を確認させていただきますのでご連絡下さい（フードバンクかながわ の名前を出していただくのは問題ありません）。また、貴団体がマスコミの取材などを受けられる場合にその中で寄贈食品や寄贈主、フードバンクについて取り上げられることがあるようでしたら、事前にフードバンクかながわ にご連絡をお願い致します。必要に応じて寄贈者様への連絡等対応を検討させていただきます。

4. 問題発生時の対応フロー

万が一、寄贈食品による食中毒などの食品事故が発生した場合や、寄贈食品の劣化や腐敗等の不良が発見された場合には、次の対応フローにもとづき対処いたします。ご確認くださいとともにご協力をよろしくお願い致します。

(1) 被害者救護

人的被害があった場合には、まず救護を最優先してください。必ず医療機関にて適切な処置を施してください。（人的被害の有無にかかわらず、原因究明のため当該食品の回収・検査が必要となる場合がありますので、保管に当たり何らかの危険等が無い限り、フードバンクかながわ から指示があるまで当該食品の保存をお願いします）

(2) 状況確認

出来るだけ早くフードバンクかながわ に事故があった旨ご連絡をお願いします。双方が持つ情報を共有し、いつ、誰が、どこで、何を食べ、どのようなことがあったか、その時点で可能な範囲で原因を確認させていただきます。必要性・緊急度に応じて寄贈主と連絡をとりさらに原因を究明します。

(3) 拡大（蔓延）防止

事故・不良の原因が当該寄贈食品自体にある可能性がある場合には同じ被害が他の場所で発生する可能性がありますので、各受取団体よりその食品を渡した可能性がある全ての人に状況を伝え異常がないかご確認をお願いします。状況に応じて利用者から当該寄贈食品の回収が必要となる場合がありますのでご協力をお願い致します。他方フードバンクかながわ では当該寄贈商品を送った配送先全てに事故情報を伝達し状況を確認します。

(4) 原因調査・事後の対応・再発防止策の協議

フードバンクかながわ より寄贈主に対処状況を報告します。寄贈側、受取側、フードバンクかながわ の三者で情報を共有しながら事故原因の調査、事後の対応、再発防止策を協議します。

5. フードバンクかながわからの提供食品のお渡し方法

(1) フードバンクかながわ倉庫（以下FB倉庫）でのお渡し【基本方法】

◆各団体よりFB倉庫（横浜市金沢区）まで引取りにきて頂くことを基本としています。

- ① 受付：平日：月～金曜日の午前9時～午後5時半
- ② 期日等：各団体に「提供食品一覧（出庫伝票控え）」及び受取可能日時を連絡させていただきます。（上記時間帯であれば、当日の受取も可能です）
受取予定日時を事前にメールまたはFAXでお知らせください。
- ③ 手続等：各団体に送付（メール添付）させて頂いている「提供食品一覧（出庫伝票控え）」が引渡証となりますので、ご持参の上、フードバンク事務局に提示願います。
数量・内容等について確認いただき、出庫伝票に受取サインをお願いします。

(2) 宅配便等による送品（送料着払い）

◆運搬体制のとれない団体向けの対応方法ですが、宅配便等の送料（実費）は、各団体にてご負担いただきます。（着払い）

- ① 受付：平日：月～金曜日の午前9時～午後3時（これ以降は、翌日発送となります）
- ② 送品先：送品先は、各団体の事務所や活動拠点、提供食品保管場所等、着払いの料金支払いができる方がいることが必要条件です。利用者（個人）には直接送品できません。
- ③ 手続等：「提供食品一覧（出庫伝票控え）」が届いた（メール添付）後に「宅配便送品希望」とメール又はFAXにてご連絡ください。フードバンク事務局にて発送作業を行います。
- ④ 留意点：提供食品が30kgを超える場合は、2箱以上での送品となり、着払い料金も増えますので、予めご了承ください。

(3) 中継拠点での受取

◆FB倉庫より遠隔地にある団体のために、3生協のご協力により「中継拠点（提供食品受取場所）」を設置します。中継拠点には、フードバンクのスタッフ・事務局はおりませんので、連絡調整等は全てFB倉庫（横浜市金沢区）にて行います。

- ① 受付：FB倉庫での受付です：平日：月～水曜日の午前9時～午後5時
- ② 送品先：各団体が「事前登録」した中継拠点に送品する作業を行います。FB倉庫で受取等の変更がある場合は、「提供食品一覧（出庫伝票控え）」が届き次第、即日ご連絡下さい。
- ③ 手続等：受取方法及び受取可能日時は、中継拠点（生協）毎に異なります。（受取場所案内参照）
 - ・各団体に送付（メール添付）させて頂いている「提供食品一覧（出庫伝票控え）」を引渡証兼入館証明としていますので、必ずご持参下さい。
 - ・提供食品は、ケース単位（箱）とバラ品を専用ダンボール箱に入れ「〇〇団体行き」（〇個〇＝箱数）と記載した紙を貼って、カゴ車に乗せ中継拠点へ運搬しています。
 - ・中継拠点では「受取箱数」を確認いただき、「食品一時受領書」に受取サインをお願いします。各団体の保管場所にて「提供食品一覧（出庫伝票控え）」に基づき、検品（確認）いただき、出庫伝票に確認サインの上、フードバンク倉庫にメール添付またはFAXにて送信願います。
- ④ 留意点：必ず指定期日内に受取るようお願いします。提供食品に関する詳細等は、中継拠点ス

スタッフ（生協職員）では判りませんので、フードバンク倉庫にご連絡下さい。

- ⑤ お願い：多くの団体等が中継拠点を活用する場合、中継拠点のスタッフ（生協職員等）では対応しきれなくなることも予想されます。同一エリア（市区町村等）の団体等で分担・調整等いただき複数団体分を受取いただくようご協力頂ければ幸いです。
- 中継拠点を継続的に場所（無償）提供いただくこと、また、中継拠点を増設するためにも、利用団体の皆様のご理解とご協力が不可欠ですので宜しくお願いいたします。

6. 提供食品の受取場所のご案内

(1) フードバンクかながわ倉庫

◇所在地：横浜市金沢区富岡東2-4-45（横浜シーサイドライン「鳥浜」駅より徒歩3分）

TEL：045-349-5803 FAX：045-349-5804

◇受取可能曜日・時間帯

月～金曜日の10時～17時

Email：info@fb-kanagawa.com

HP・URL:www.fb-kanagawa.com

※4 tトラックまでは、搬入出可能



(2) 中継拠点（2022年4月1日現在 ※中継拠点は追加・変更等する場合もあります）

※中継拠点には、フードバンクかながわのスタッフはおりません。連絡調整等は全て上記のフードバンクかながわ倉庫（横浜市金沢区）にて行います。神奈川県内の生活協同組合の配送センター等を「中継拠点」（受渡場所）として、ご提供・ご協力いただいておりますのでご理解願います。

（中継拠点までの運搬費用は、フードバンクかながわにて負担します。）

※中継拠点での食品受取方法等のルールについては、別途ご案内します。

① 中継拠点-1

住 所：相模原市中央区田名8301-1

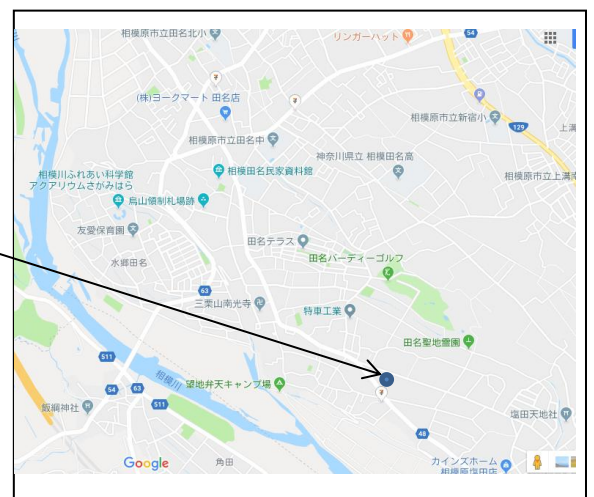
施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP相模原センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



② 中継拠点-2

住 所：海老名市上今泉5-27-45

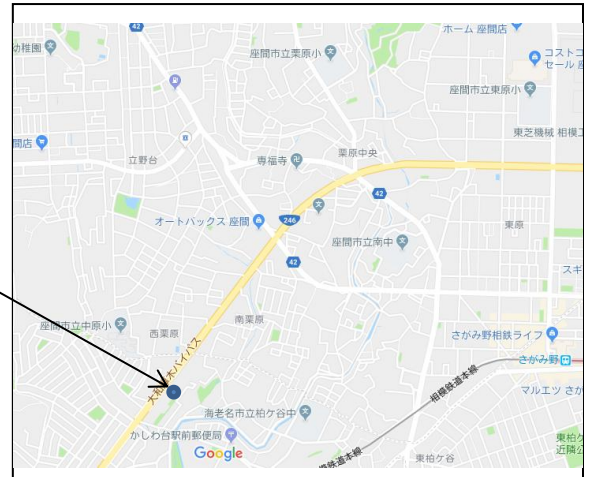
施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP海老名センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



③ 中継拠点-3

住 所：藤沢市石川1-5-11

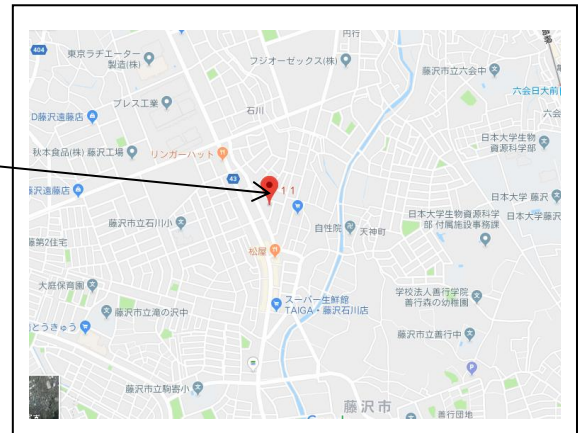
施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP藤沢センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



④ 中継拠点-4

住 所：綾瀬市吉岡東3-7-9

施設名：生活クラブ生活協同組合

あやせ総合センター

受取可能曜日・時間帯

火曜日 10時～11時

受付場所 センター事務所



⑤ 中継拠点-5

住 所：川崎市麻生区王禅寺西5丁目2-14

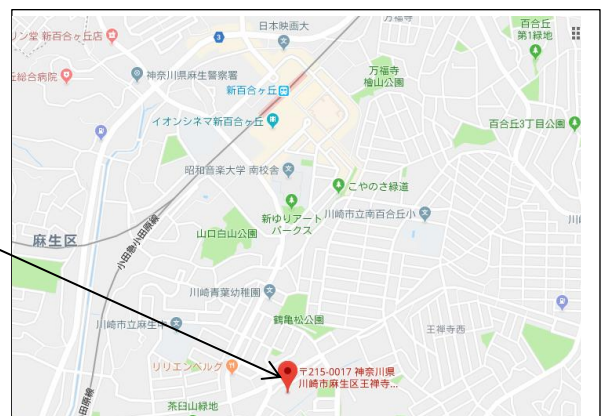
施設名：生活協同組合パルシステム神奈川

麻生センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



⑥ 中継拠点-6

住 所：小田原市前川1-3

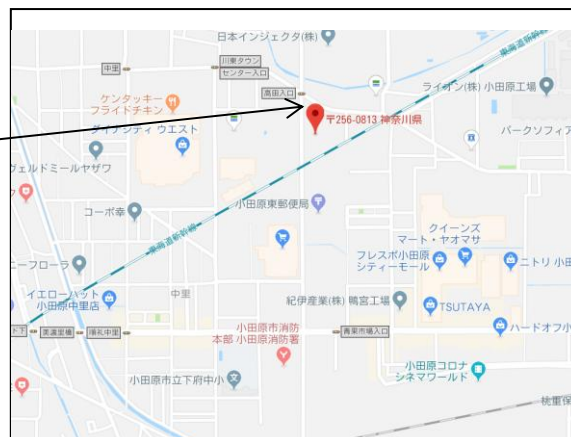
施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP小田原センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



⑦ 中継拠点-7

住 所：横浜市鶴見区矢向1-1-47

施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP横浜東部センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



⑧ 中継拠点-8

住 所：平塚市小鍋島2108

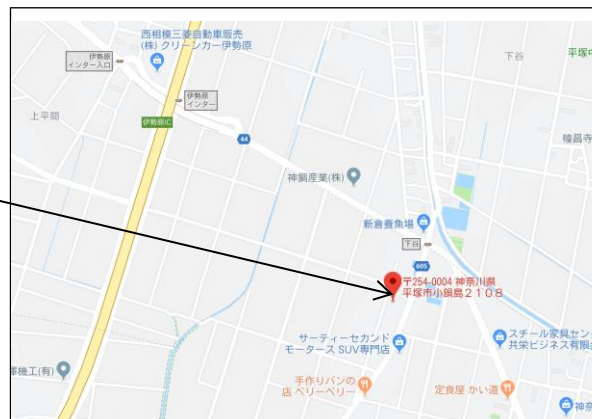
施設名：生活協同組合パルシステム神奈川

平塚センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



⑨ 中継拠点-9

住 所：横浜市瀬谷区阿久和南4-3-10

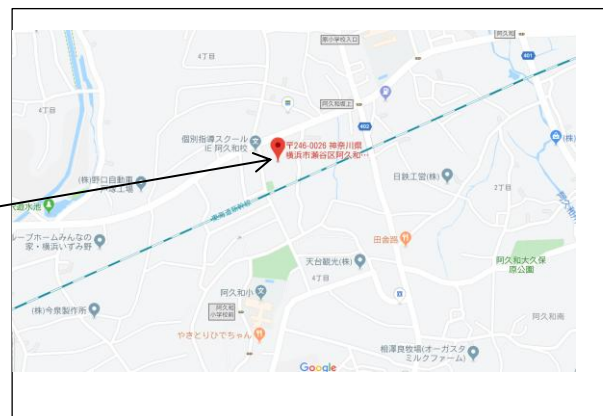
施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP横浜瀬谷センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



7. よくあるお問合せ（FAQ）

Q1、フードバンクかながわ の活動資金はどのようにしていますか？

A1、フードバンクかながわでは、公益目的に限定して事業を行っており、収益事業は行っていません。全額、正会員（団体）からの会費、企業や個人からの賛助会費、寄付金でまかなわれています。

Q2、提供される食品の種類はどのようなものがありますか？

A2、お米、飲料、調味料、缶詰、おかしなど様々ですが、上記「3-3：食品の寄贈理由をご理解下さい」に記すような食品の特徴があることはご了解下さい。

Q3、食品の提供を受けたい場合どのような手続きが必要ですか？

A3、状況に応じて対応が異なりますのでまずはお問合せ下さい。なお、食品提供にあたり、事前に確認のため受取希望団体を訪問させていただきます。

Q4、提供食品のリクエストは可能ですか？

A4、フードバンク食品はその時々により種類が異なりますので、基本的にはリクエスト通りのものを提供することはできません。しかし、事前に「提供希望食品等アンケート」にて要望等を伺い極力それに近い食品を提供できるよう努力いたしております。

Q5、賞味期限のきれた食品は取り扱っていますか？

A5、取り扱っておりません。

Q6、使用せずに消費・賞味期限がきれた食品はどのようにすればいいですか？

A6、フードバンクかながわ にご連絡いただいた上で、貴団体にて廃棄を原則とします。できるだけ食品が無駄にならないよう、使用見込みのない食品が出た場合は期限前に余裕を持ってお知らせ下さい。

Q7、消費・賞味期限内ですが、使用予定のなくなった（余剰の）食品はどのようにすればよいですか？

A7、状況次第で対応が異なりますのでフードバンクかながわ へご連絡ください。

Q8、フードバンクかながわ に寄付したいのですがどのようにすればいいですか？

A8、ありがとうございます。当団体ホームページより「お金の寄付」のページをご覧ください。
<http://www.fb-kanagawa.com>

Q9、提供された食品を他の施設や団体へ分配することは可能ですか？

A9、事前登録（地域フードバンク活動団体）している団体以外は、必ず事前にフードバンクかながわ にご連絡いただき承諾を得た上で、合意した手順にしたがって提供して下さい。その際は貴団体より提供先に対し、上記「3. お守りいただきたいこと」の内容を連絡、徹底していただく必要があります。

Q10、メディアからフードバンクや寄贈食品について取材を受けてもよいでしょうか？

A10、食品を提供いただいた企業等の事前了解が必要な場合があります。必ず事前にフードバンクかながわ にご連絡・ご確認下さい。

Q11、フードバンクかながわ からメディア取材への協力を依頼された場合、受けなければいけないのでしょうか？

A11、受取団体の事情により問題がある場合には勿論お断りいただいて結構です。もし場所や人物の撮影に制限等が出来ればご協力可能であれば、多くの場合は対応できますのでご相談下さい。

Q12、フードバンクかながわ が取り扱う食品の安全性はどのようになっていますか？

A12、寄贈品は人による使用に適しており適用のある関係法令に従っていなければならない旨を寄贈者より同意また、合意書を締結の上、寄贈品を受け取っています。

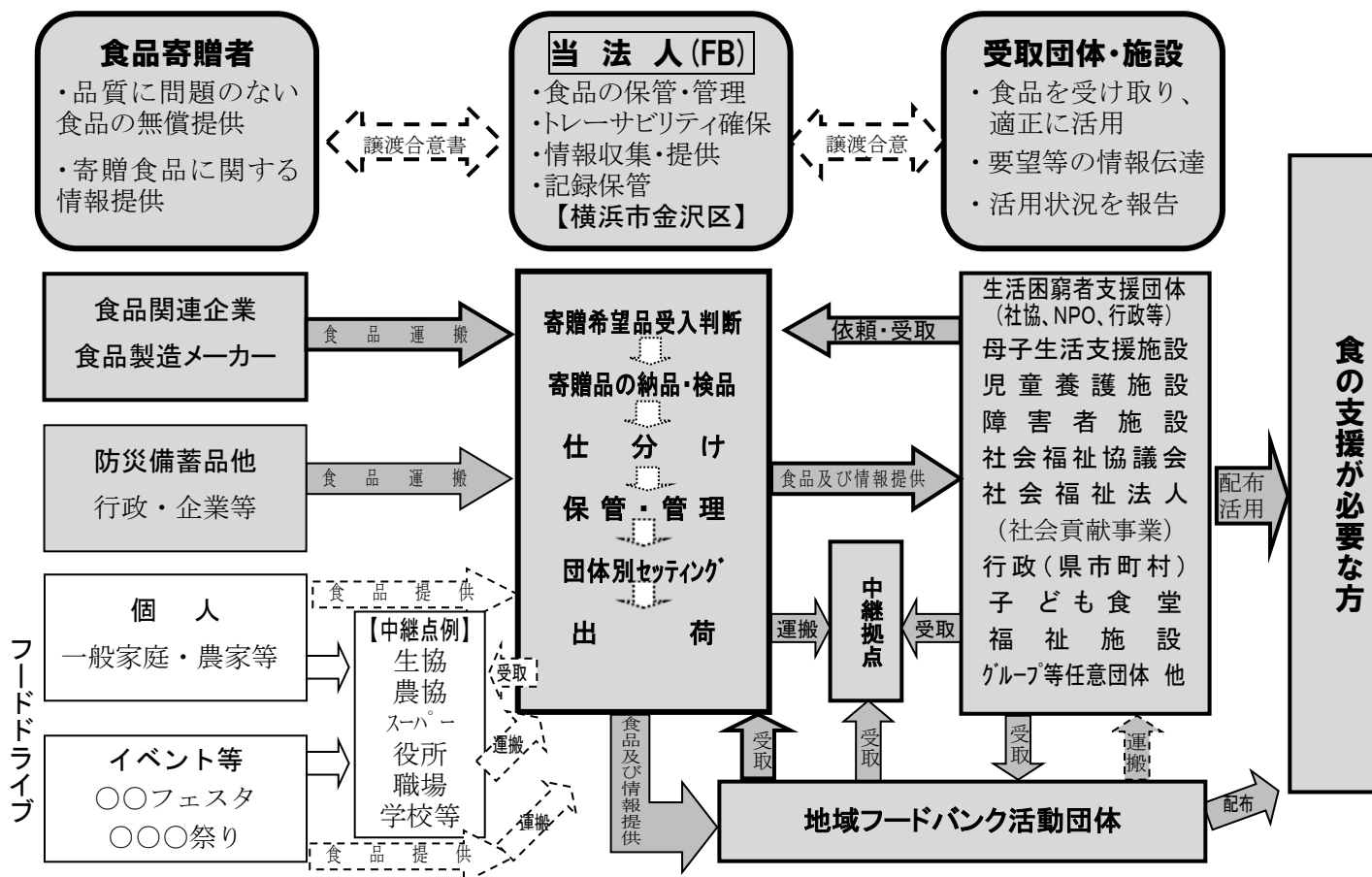
Q13、フードバンクかながわ でボランティアをしたいのですが、どうしたらよいですか？

A13、ありがとうございます。当団体のホームページより「時間の寄付」のページをご覧ください。
<http://www.fb-kanagawa.com>

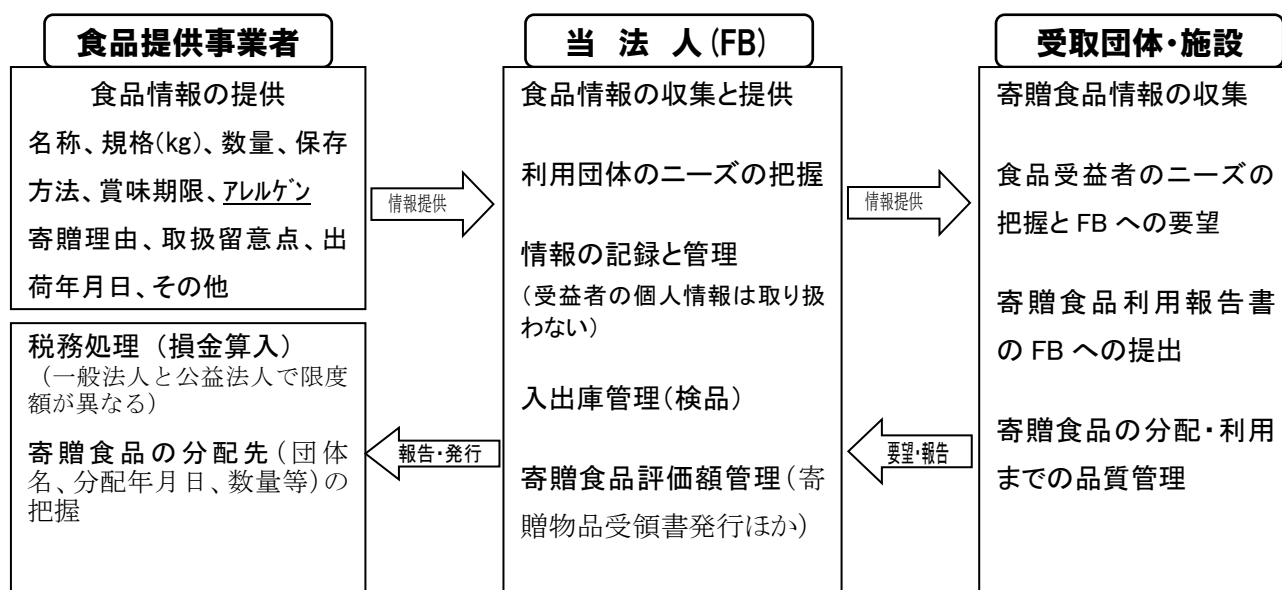


8. フードバンクかながわのフードバンクシステムの概要（フロー図）

(1) 提供・寄贈食品の流れのイメージ図



(2) 情報の流れのイメージ（事業者等からの寄贈の場合）





公益社団法人フードバンクかながわ 利用団体登録申請書

「もったいない」を「分かち合い」-「ありがとう」へ

フードバンクかながわからの食品寄贈を受けたいので、下記内容で利用団体の登録を申し込みます。

申込年月日 年 月 日

団 体 名	フカナ		
活動拠点	名 称 : 所在地 : 〒		
代 表 者 氏 名	氏名	TEL :	FAX :
E - m a i l			
連絡窓口担当氏名	氏名	TEL :	FAX :
E - m a i l			
ホームページ URL			
食の支援を必要としている方への支援活動内容	活動頻度 : 提供食品保管場所 : 冷凍食品の保管場所 : あり () ・ なし		
上記以外の活動 (概要)			
子ども食堂等の 記入・確認欄	活 動 拠 点 名 : 活 動 拠 点 住 所 : 食品管理担当者名 : 衛生管理担当者名 : 活 動 頻 度 : 月 回 (備考) 利用料金等 : 子ども : 円、高齢者等 : 円、障がい者 : 円 大 人 : 円、その他 () : 円 ◆利用案内書の「(3) 食品提供先組織・団体の子ども食堂・地域食堂等の要件」にある 8 つの要件をすべて満たしていますか? 【 はい ・ いいえ 】		

※ご記入いただきました個人情報、登録・管理及びフードバンクかながわに関する情報提供等以外には使用いたしません。

◆申込内容を確認させていただき、食品提供の可否について連絡させていただきます。フードバンクかながわより、食品提供可能との連絡をさせて頂いた団体は、別紙の「合意書」2部に必要事項をご記入・押印の上、フードバンクかながわ事務所にご郵送ねがいます。提供希望食品等登録書はメール添付にてご送付下さい。

食品の譲渡に関する合意書

(食品の受取先団体用)

公益社団法人フードバンクかながわ (以下「甲」という。) と〇〇 (以下「乙」という。) は、甲の乙に対する食品の譲渡に関して、以下のとおり合意する。

(食品の譲渡)

第1条 甲は、食品の提供を行う食品関連事業者又は食品を保有する事業者 (以下「食品提供事業者」という。) 及び個人から提供された食品 (以下「提供食品」という。) については、乙の希望を考慮して、譲渡する食品の種類や量、引渡方法や納期を状況に応じて検討し、乙に対しこれを譲渡するものとする。

(提供食品の品質確保)

第2条 甲は、食品衛生法その他関係する法令に適合 (賞味期限内であることを含む。) する食品を乙に譲渡するものとする。

(受取先における提供食品の保存の方法及び消費期限又は賞味期限の厳守)

第3条 乙は、提供食品の品質が保持されるよう適切に保存するものとし、定められた消費期限又は賞味期限を厳守するものとする。冷凍食品については、冷凍ストッカー等の冷凍設備を有している団体に限り提供する。また、甲は乙に対して提供食品を適切に取り扱うよう指導することができるものとする。

(受取先における提供食品の転売等の禁止)

第4条 乙は、甲の合意の下に行うフードバンク活動に準ずる利用を除き、提供食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

(受取先における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告)

第5条 乙は、提供食品の取扱いに関する情報を記録し、これを3年間保存するものとする。また、甲に対し、提供食品の利用の結果を定期的に報告するものとする。

(責任の所在)

第6条

- (1) 譲渡段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品の品質については、原則、甲及び食品提供事業者において品質を保証するが、譲渡後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守、ならびに保管・提供は、乙の責任において管理すること。
- (2) 食品衛生上の問題については、譲渡前の原因によるものは甲又は食品提供事業者の責任、譲渡後の原因によるものは乙の責任とする。

(提供食品に係る事故発生時における対応)

第7条 甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。また、乙は提供食品について事故等が発生した際には、食品提供事業者ではなく、まず甲に連絡するものとする。

(受取先における提供食品の情報の取扱い)

第8条 提供食品の製造・販売者名、食品の名称等に関する情報の公表や取材時における取扱いについては、甲に確認を行い、甲を通じて食品提供事業者からの指示に従うものとする。

(反社会的勢力の排除に関する確約)

第9条 当団体 (乙) は、フードバンクかながわ (甲) に対し、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又は構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という) でないこと。

- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会勢力ではないこと。
- (3) 反社会勢力に自己の名義を使用させ、この合意書を締結するものでないこと。
- (4) 本契約期間中、自ら又は第三者を利用して、この契約（合意書）に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は毀損する行為

- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項 (1) 又は (2) の確約に反する申告をした場合

(2) 前項 (3) の確約に反した行為をした場合

(3) 前項 (4) の確約に反した行為をした場合

- 3 前項によりこの契約が解除された場合、解除された者は、解除より生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わない。

（損害補償）

第10条 甲乙いずれかが、自己の責任で相手に損害を与えた場合、協議の上、相手方に対して応分の損害補償を支払うものとする。

（契約解除）

第11条 甲は、乙がこの合意内容に違反した場合、なんらの催促もせずにこの合意を解除することができるものとし、その場合にも乙の甲に対する損害賠償を妨げるものではない。

（合意書の有効期間）

第12条 本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。

期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（誠実協議）

第13条 甲乙は、この合意の解釈に疑義が生じた場合又はこの契約に定めない事項が生じた場合は、信義誠実の原則により協議して問題の解決に努めることとする。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 横浜市金沢区富岡東2-4-45

名 称 公益社団法人フードバンクかながわ

代表者名 代表理事 當 具 伸 一 ⑩

サンプル

(乙) 住 所

名 称

代表者名

⑩



公益社団法人フードバンクかながわ

提供希望食品等アンケート

送信先：rennraku@fb-kanagawa.com

登録年月日： 年 月 日

団体名		担当者名		連絡先	Eメール		
					TEL		
希望提供頻度	① 毎週 ② 隔週 ③ 月 1 回 ④ その他 ()						
◆ 下記の食品種別 (項目) で希望する食品名の必要量欄に数量等 (目安) をご記入ください							
分類	主な食品名	必要度	1 回の必要量	分類	主な食品名	必要度	1 回の必要量
お米	精米 1.2 kg 袋		袋	他 副食	昆布・わかめ		
	精米 1.2 kg 真空パック		袋		カレー		
	精米 (kg)				シチュー		
	玄米				乾物ほか		
	もち米				塩・砂糖		
即食品・主食	レトルトご飯			調味料類	味噌・醤油		
	アルファ米				ソース・ケチャップ		
	カップ麺				マヨネーズ・ドレッシング		
	インスタント麺				めんつゆ類		
	缶入りパン				だし類		
他主食	シリアル他			嗜好品	食油		
	乾麺 (そば、うどん)				香辛料		
	切り餅				料理の素 (中華等)		
	小麦粉・米粉・他粉				たれ類		
					インスタントコーヒー・紅茶		
即食品・副食	ふりかけ			飲料	日本茶		
	缶詰 (肉・魚・豆)				麦茶		
	レトルトカレー				ポーション (ミルクなど)		
	レトルトおかず				水 (PET)		
	海苔 (味付)				お茶 (PET、缶)		
ス ー プ	インスタント味噌汁			菓子 ほか	ジュース (PET、缶)		
	インスタントスープ				その他ドリンク		
					せんべい類		
					スナック類・		
					飴・ガム・チョコ		
乳 幼 児	粉ミルク			そ の 他	フルーツ缶		
	ベビーフード				デザート・の素		
					栄養補助食		
					ジャム・はちみつ		
冷 凍 食 品	主食			その他 (冷凍品)			
	副食						
	菓子・嗜好品						
	※ 冷凍ストッカー等の冷凍設備を有している団体のみが対象です。						

必要度＝◎常に必要 ○必要 △たまに必要 ×不必要

※ 在庫状況等と上記のご希望を参考にフードバンクかながわ倉庫にて仕分け・分配作業をし、団体別の出荷予定一覧を作成⇒メールにて送付・確認後、出荷 (中継拠点含む) と併せて受取可能日等をお知らせします。 (中継拠点利用の場合は、必ず指定期間内に受け取るようお願いいたします)



公益社団法人フードバンクかながわ 利 用 報 告 書

(生活困窮者支援団体用) ※行政・社協含む

(例)

◆ご記入上の留意点:

- ・この報告書には、フードバンクかながわからのご提供食品に関してのみご記入ください。
- ・食品利用者等の個人情報は記入しないでください。(個人が特定できないよう記入下さい)

送信先: info@fb-kanagawa.com (メール添付送信不可の場合のみ FAX: 045-349-5804)

報告日: 年 月 日

団体名:

報告者名: (所属部署:)

連絡先: Email: @ TEL:

対象期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

受領した食品の分類(種類)	受領した 食品個数(kg)	利用者等への 配布数(kg)	備考欄
◇お米	kg	kg	
◇主食	個	個	
◇副食	個	個	
◇菓子・飲料	個	個	
◇その他	個	個	
◆冷凍食品	個	個	

※受取の確認は「提供食品一覧(出庫伝票控え)」にて行っていただきます。

◆利用者への食品のお渡し方法等(分配形態)

手 段	方 法 等	世帯数
(例) 窓口来訪時	一定期間分を箱詰めし手渡し	2

◆フードバンクかながわに対する提供食品利用者の声や団体からの意見・要望等

1	
2	
3	



公益社団法人フードバンクかながわ

利 用 報 告 書

(施設・子ども食堂・学習支援等)

(例)

◆ご記入上の留意点：

- ・この報告書には、フードバンクかながわからのご提供食品に関してのみご記入ください。
- ・食品利用者等の個人情報は記入しないでください。(個人が特定できないよう記入下さい)

送信先：info@fb-kanagawa.com (メール添付送信不可の場合のみ FAX：045-349-5804)

報告日： 年 月 日

団体名：

報告者名： (所属部署：)

連絡先：Email: @ TEL：

対象期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

受領した食品の分類 (種類)	受領した 食品個数 (kg)	利用者等への 配布数 (kg)	備考欄
◇お米	kg	kg	
◇主食	個	個	
◇副食	個	個	
◇菓子・飲料	個	個	
◇その他	個	個	
◆冷凍食品	個	個	

◆施設等記入欄

企画内容	開催 回数	全利用者数 (人)		活動内容 (対象・提供食品・食数・メニュー等)
		子ども	大人	
(例) 子ども食堂	2	15	6	1回目 小学生対象 10食 カレー・サラダ等
				2回目 小・中学生対象 11食 ご飯・煮魚・味噌汁
(例) 学習支援	1	5	3	中学生の学習支援を行った後、5名に菓子と飲料を配布

◆フードバンクかながわに対する提供食品利用者の声や団体からの意見・要望等

1	
2	
3	



「もったいない」を「分かち合い」-「ありがとう」へ

公益社団法人フードバンクかながわ

賛助会員申込書

私は、フードバンクかながわの目的に賛同し、公益目的事業の推進を賛助会員として支援します。

申込年月日 年 月 日

申 込 内 容 (該当欄(個人・団体・寄付金)に○をつけ 年会費の口数と金額をご記入ください)	① 個人会員 : 1口 1,000 円/年 × 口 = 円	
	② 団体会員 : 1口 10,000 円/年 × 口 = 円	
お 申 込 者 氏 名 法 人 ・ 団 体 名	フリガナ	
ご 住 所	〒	
電話番号・FAX	TEL	FAX
E - m a i l		
HP・URL		
領 収 書 の 有 無	必要	不要
寄付者情報の公表	可	否
(法人・団体記入欄)	ご担当部署名 : ご担当者名 : 電 話 番 号 : F A X 番 号 : E - m a i l : 備考 :	

※ご記入いただきました個人情報、登録・管理及びフードバンクかながわに関する情報提供等以外には使用いたしません。

※賛助年会費の年度は、当年4月1日～翌年3月31日までの期間の1年としております。

※当法人の賛助会費及び寄付金は、税額控除(個人)及び損金算入(法人)の対象となる場合があります。詳しくは法人のホームページまたはお電話でお問合せください。

【お振込先】

- ◆中央労働金庫 杉田支店(店番337) 普通160134
口座名義 シヤ) フードバンクカナガワ
- ◆横浜銀行 金沢シーサイド支店(店番348) 普通6052883
口座名義 コウエキシャダンハウジン フードバンクカナガワ

【お申込書送付先】

〒236-0051 横浜市金沢区富岡東2-4-45
TEL: 045-349-5803 FAX: 045-349-5804
E-mail: info@fb-kanagawa.com



「もったいない」を「分かち合い」-「ありがとう」へ

公益社団法人フードバンクかながわ

寄付金 申込書

私は、フードバンクかながわの目的に賛同し、公益目的事業の推進を支援するために
下記の金額の寄付を申し込みます。

申込年月日 年 月 日

申 込 内 容 (金額)	_____円	
お 申 込 者 氏 名 法 人 ・ 団 体 名	フリガナ _____	
ご 住 所	〒 _____	
電話番号・FAX	TEL _____	FAX _____
E - m a i l	_____	
HP・URL	_____	
領 収 書 の 有 無	必要 不要	
寄付者情報の公表	可 匿名希望	
(法人・団体記入欄)	ご担当部署名 : _____ ご担当者名 : _____ 電 話 番 号 : _____ F A X 番 号 : _____ E - m a i l : _____ 備考 : _____	

※ご記入いただきました個人情報、登録・管理及びフードバンクかながわに関する情報提供等以外には
使用いたしません。

※賛助年会費の年度は、当年4月1日～翌年3月31日までの期間の1年としております。

※当法人の賛助会費及び寄付金は、税額控除（個人）及び損金算入（法人）の対象となる場合があります。
詳しくは法人のホームページまたはお電話でお問合せください。

【お振込先】

- ◆中央労働金庫 杉田支店（店番337） 普通160134
口座名義 シヤ）フードバンクカナガワ
- ◆横浜銀行 金沢シーサイド支店（店番348） 普通6052883
口座名義 コウエキシャダンハウジン フードバンクカナガワ

【お申込書送付先】

〒236-0051 横浜市金沢区富岡東2-4-45
TEL: 045-349-5803 FAX: 045-349-5804
E-mail: info@fb-kanagawa.com



公益社団法人フードバンクかながわ
利用案内書【2025年度版】

〒236-0051 横浜市金沢区富岡東2-4-45

電話：045-349-5803 FAX：045-349-5804

E-mail： info@fb-kanagawa.com

ホームページ <http://www.fb-kanagawa.com>



発行日 2025年5月1日